

日本少年野球連盟下呂ボーイズ規約

(平成 18 年 4 月 1 日制定)
平成 23 年 3 月 27 日 改正
平成 24 年 3 月 17 日 改正

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条－第 5 条)
- 第 2 章 組織 (第 6 条－第 10 条)
- 第 3 章 会議 (第 11 条－第 15 条)
- 第 4 章 会計 (第 16 条－第 19 条)
- 第 5 章 団員等 (第 20 条－第 24 条)
- 第 6 章 指導及び補償 (第 25 条・第 26 条)
- 第 7 章 補則 (第 27 条)

第 1 章 総則

(チームの名称)

第 1 条 本チームは、日本少年野球連盟下呂ボーイズ (通称「下呂ボーイズ」という。) と称する。

(所属連盟)

第 2 条 本チームは、公益財団法人日本少年野球連盟 (以下「連盟」という。) に加盟し、岐阜県支部 (以下「支部」という。) に所属する。

(事務所)

第 3 条 本チームの事務所は、岐阜県下呂市馬瀬名丸 4 2 5 番地 2 に置く。

(目的)

第 4 条 本チームは、硬式野球を通じて、高校野球をはじめとする上部の野球を目標に、団員等相互の融和と協調を図り、野球技術の向上並びに、野球を通じて心身の錬磨とスポーツマンシップを理解させることに努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を養成し、次代を担う人材の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第 5 条 本チームは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 休日を中心とした集団による反復練習
- (2) 日常的な自己トレーニング
- (3) 連盟主催大会、地区大会及び支部大会への参加
- (4) 練習試合の実施
- (5) 主催大会の開催
- (6) 連盟及び支部への協力
- (7) その他本チームの目的に必要なと思われる事業

第 2 章 組織

(組織)

第 6 条 本チームは、次の者をもって組織する。

- (1) 団員 硬式野球を愛し、保護者の承認を得た小学生及び中学生で、第 14 条に規定する入団審査会において入団を承認された者
- (2) 選手 団員のうち連盟の登録が完了した者
- (3) 保護者 団員及び選手 (以下「団員等」という。) の父母

(4) 指導者等

- ア 代表 1名
- イ 副代表 若干名
- ウ 監督 1名
- エ コーチ 若干名
- オ 会計 1名
- カ 事務局 若干名

(指導者等の職務)

第7条 代表は、本チームを代表し、チーム業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在等の場合はその職務を代行する。
- 3 監督は、チーム全体の活動と運営を統括し、選手の野球技術の向上及び選手の社会人としての基礎指導を行う。
- 4 コーチは、監督を補佐し、監督の指導に従い選手の野球技術の向上及び資質の涵養に努め、監督不在の場合は監督の代行をする。
- 5 会計は、代表の命を受け、本チームの出納その他の会計事務を掌る。
- 6 事務局は、代表の命を受け、本チームの事務を掌る。

(指導者等の任期)

第8条 指導者等の任期は、1年間とし再任及び兼任を妨げない。

- 2 任期中に交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導者等の退任勧告)

第9条 指導者等としてふさわしくない場合は、当該指導者等を除くスタッフ会議において全会一致で退任を勧告することが出来る。ただし、退任勧告の決定にあたっては、事前に当該指導者等に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 退任勧告を受けた指導者等は、そのスタッフ会議の総意を真摯に受け止め、自らの出処進退を明確にするものとする。

(特別の職)

第10条 本チームに名誉会長、会長、顧問、総監督及びその他特別の職をおくことができる。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 本チームに次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) スタッフ会議
- (3) 保護者会
- (4) 入団審査会

(総会)

第12条 総会は、指導者等及び保護者（以下この条において「構成者」という。）をもって構成する。

- 2 通常総会は毎年1回、原則として2月末までに代表が招集し、次の事項を処理する。
 - (1) 事業報告および収支決算
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 指導者等の推挙及び選出
 - (4) 本規約の改廃

- (5) その他指導者等会あるいは総会において必要と認められた事項
- 3 臨時総会は指導者等会議または保護者会が必要と認めるとき、代表がこれを招集することができる。
- 4 通常総会及び臨時総会の議長は代表があたる。
- 5 総会は、構成者の過半数の出席をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。
- 6 総会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。

(スタッフ会議)

第13条 スタッフ会議は、指導者等をもって構成し、代表が招集する。

2 スタッフ会議は、次の事項を処理する。

- (1) 事業の実施に関すること
- (2) 団員等の野球技術向上及び資質の涵養に関すること。
- (3) その他チーム運営に関すること

(保護者会)

第14条 保護者会は、保護者をもって構成し、保護者会会長が招集する。

2 保護者会について必要な事項は、別に定める。

(入団審査会)

第15条 入団審査会は、代表、副代表及び監督をもって構成し、代表が招集する。

2 入団審査会は、入団希望者の審査を行い、入団者を決定する。

第4章 会計

(経費)

第16条 本チームの経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 団費
- (2) 入団金
- (3) 事業収入
- (4) 寄附金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第17条 本チームの会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(監査)

第18条 本チームの会計は、保護者会が選出する監事2名の監査を受けなければならない。

(委任)

第19条 本規約に定めるもののほか会計について必要な事項は、別に定める。

第5章 団員等

(団員等の権利)

第20条 団員等は、本規約に定めるもののほか、本チームの目的追及に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(団員等の義務)

第21条 団員等及び保護者は、本規約その他の規定を遵守し、本チームの目的追求に必要な事業に協力する義務を負う。

(入団)

第22条 本チームに入団しようとする者は、本チームの目的に賛同し、所定の手続きを行ない、入団審査会の承認を受けなければならない。

(退団)

第23条 本チームを退団しようとする者は、理由を付して退団届を提出しなければならない。

(除名)

第24条 団員が次のいずれかに該当するときは総会の議決を経て、代表がこれを除名することができる。

- (1) 本チームの名誉を傷つける行為又は本チームの目的に違反する行為があったとき
- (2) 本チームの団員としての義務に違反したとき
- (3) 会費の納入を怠ったとき
- (4) その他団員として適当でないと認められたとき

第6章 指導及び補償

(指導方針)

第25条 第5条に掲げる事業を遂行するためグラウンドを使用している際は、団員等、指導者等及び保護者会会長を除く者の立ち入りを禁ずる。ただし、監督及びコーチの了解又は要請があった場合は、この限りでない。

2 練習方法、選手起用及び試合運びなどの指導方針は、指導者等にその一切の権限を委ねる。

(補償)

第26条 団員等は、本チーム指定のスポーツ傷害保険に加入するものとする。

2 団員等が受傷した場合の補償は、前項に定めるスポーツ傷害保険の補償のほか、いかなる補償も行わない。

第7章 補則

(その他)

第27条 この規約に定めるもののほか、本チームの運営に関し必要な事項は、代表がスタッフ会議に諮りこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 下呂ボーイズ父兄規約(平成16年12月1日)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成23年3月27日)

この規約は、平成23年1月10日から適用する。

附 則(平成24年3月17日)

この規約は、平成24年1月25日から適用する。